

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 38 | 介護保険に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杉並区は介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

杉並区長

公表日

令和6年4月15日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 介護保険に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p> <p>介護保険は、40歳以上の国民が加入し、加齢により心身の状態が要介護(要支援を含む。以下、「要介護」の表示がある場合は全て同じ)状態となった場合に安心して生活できるように必要な介護を受けることができる、支えあい(社会保障)の制度である。</p> <p>40歳から65歳未満を第2号被保険者といい、加入する医療保険から保険料を徴収する。国が指定する特定疾病により、介護が必要であると認定された場合に介護保険を利用することができる。</p> <p>65歳以上を第1号被保険者といい、住民票のある自治体で資格を取得し、保険料を徴収する。介護が必要であると認定された場合に介護保険を利用することができる。</p> <p>各種手続きにおいて、公金受取口座の指定があった場合は、番号制度に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて必要情報を取得する。</p> <p>区は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。</p> |
| ③システムの名称 | 介護保険システム、宛名管理システム、伝送通信ソフト、収納消込システム、OCR日計システム、口座管理システム、滞納管理システム、発送管理システム、税料共通システム、返戻管理システム、総合証明システム、共通システム、データ連携システム、中間サーバ・プラットフォーム、保険者管理システム、福祉年金システム、個人住民税システム、住民基本台帳ネットワークシステム、ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)、マイナポータル申請管理、共通基盤システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 介護保険情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法 第9条第1項 別表第1の68の項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」等が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108の項)。 (別表第二における情報照会の根拠) 93、94の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 保健福祉部 介護保険課 |
| ②所属長の役職名 | 介護保険課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| - | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区保健福祉部介護保険課管理係 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [10万人以上30万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和5年9月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人以上] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和5年9月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|--------------------------|
| 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|--|--|
| [基礎項目評価書及び全項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--------------------------------|--|---|------|----------------|
| 令和3年1月1日 | IIしきい値判断 1. 対象人数 | 令和元年7月1日 時点 | 令和2年10月1日 時点 | 事後 | 自己点検 |
| 令和3年1月1日 | II 2. 取扱者数 | 令和元年7月1日 時点 | 令和2年10月1日 時点 | 事後 | 自己点検 |
| 令和3年1月1日 | 表紙 特記事項 | 本評価書による事務の開始は、システム再構築後の運用開始を予定している令和3年1月からとなるため、新規に評価書を作成しています。このため、令和2年12月末までは、現行評価書による運用となります。 | - | 事前 | 変更日と同日、運用開始のため |
| 令和4年3月18日 | I 関連情報 4. ② | 番号法第19条第7号及び別表第2 | 番号法第19条第8号及び別表第2 | 事後 | 法改正 |
| 令和4年3月18日 | IIしきい値判断 1. 対象人数 | 令和2年10月1日 時点 | 令和3年9月1日 時点 | 事後 | 自己点検 |
| 令和4年3月18日 | II 2. 取扱者数 | 令和2年10月1日 時点 | 令和3年9月1日 時点 | 事後 | 自己点検 |
| 令和5年4月17日 | I 関連情報 1. ③ | 記載なし | 「びったりサービス(サービス検索・電子申請機能)、マイナポータル申請管理」を追記 | 事後 | |
| 令和5年4月17日 | I 関連情報 1. ② | 記載なし | 「各種手続きにおいて、公金受取口座の指定があった場合は、番号制度に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて必要情報を取得する。」を追記 | 事後 | |
| 令和5年4月17日 | I 関連情報 7 | 郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係 | 郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係 | 事後 | |
| 令和6年3月7日 | I 関連情報 1. ③ | 介護保険システム、宛名管理システム、伝送通信ソフト、収納消込システム、OCR日計システム、口座管理システム、滞納管理システム、発送管理システム、税料共通システム、返戻管理システム、総合証明システム、共通システム、データ連携システム、中間サーバコネクタ、中間サーバ・プラットフォーム、保険者管理システム、福祉年金システム、個人住民税システム、住民基本台帳ネットワークシステム、びったりサービス(サービス検索・電子申請機能)、マイナポータル申請管理 | 介護保険システム、宛名管理システム、伝送通信ソフト、収納消込システム、OCR日計システム、口座管理システム、滞納管理システム、発送管理システム、税料共通システム、返戻管理システム、総合証明システム、共通システム、データ連携システム、中間サーバ・プラットフォーム、保険者管理システム、福祉年金システム、個人住民税システム、住民基本台帳ネットワークシステム、びったりサービス(サービス検索・電子申請機能)、マイナポータル申請管理、共通基盤システム | 事後 | 機器更新のため |
| 令和6年3月7日 | II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か | 令和3年9月1日 | 令和5年9月1日 | 事後 | 機器更新のため |
| 令和6年3月7日 | II しきい値判断項目 1 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和3年9月1日 | 令和5年9月1日 | 事後 | 機器更新のため |